

第1455号
AFN-1455

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版
2023年 3/6 (月)

『R5年度税制改正法人税（2） オープンイノベ促進税制拡充等』

今般の改正ではスタートアップ・エコシステムの抜本的強化が最重要課題であることに鑑み、オープンイノベーション促進税制についてはM&Aに適用できるよう、ニューマネーを伴わない既存株式の取得も対象とすることとなった。

投資金額の下限は、対象法人の規模にかかわらず5億円以上（スタートアップ企業が外国法人の場合には対象外）。上限は200億円で、所得控除上限額は50億円（200億円×25%）となる。出資又は取得により、総株主の議決権の過半数を有することも要件に加わった。保有見込期間は5年となる。5年経過後に益金算入事由に該当した場合には、事由に応じた金額が益金算入（特別勘定の取崩し）されるが、5年以内に売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件を満たす場合には取崩し不要となり、その後も減税メリットが継続する仕組み。益金算入事由には、○対象法人を合併法人とする合併によりスタートアップ企業が解散した場合○議決権の過半数を有しないこととなった場合、が新たに加わる。また、現金の払込みによる出資をした特定株式の取得価額の上限は50億円に引き下げ。対象法人がすでに議決権の過半数の株式を有するスタートアップ企業への出資は対象から除外される。

『相続税の申告に必要な6つの手続きとは 相続人の確認や遺言の有無、遺産分割など』

全国相続税の申告と納税は、被相続人が死亡したことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10ヶ月以内に行うことになっているが、相続税の申告のためには、相続人の確認、遺言の有無、遺産と債務の確認、遺産の評価、遺産の分割など、以下の(1)から(6)の手続きが必要となる。(1)「相続人の確認」は、被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本を取り寄せて相続人を確認する。(2)遺言書があれば遺言書を開封する前に家庭裁判所で検認を受けるが、公正証書及び法務局に保管された自筆証書による遺言は検認を受ける必要はない。(3)遺産と債務を調べてその目録や一覧表を作つておく。また、葬式費用も遺産額から差し引くので、領収書などで確認しておく。(4)相続税がかかる財産の評価については、相続税法と財産評価基本通達により定められ一般に公表されているので、それらにより評価する。(5)遺産の分割について、遺言書がある場合にはそれによるが、遺言書がない場合には、相続人全員で遺産の分割について協議をし、分割協議が成立した場合には、遺産分割協議書を作成する。なお、相続人のなかに未成年者がいる場合には、その未成年者について家庭裁判所で特別代理人の選任を受けなければならない場合がある。この場合、特別代理人が、その未成年者に代わって遺産の分割協議を行う。申告期限までに分割できなかったときは民法に規定する相続分で相続財産を取得したものとして相続税の申告をすることになる。(6)相続税の申告は、被相続人が死亡したことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10ヶ月以内に行うことになっている。なお、被相続人の死亡の時における住所が日本国内にある場合の申告書の提出先、納税先はいずれも被相続人の住所地を所轄する税務署で、相続人の住所地ではない。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com